

# プロフェッショナル人材確保支援費補助金募集要項

## 1. 事業の目的

徳島県内の中小企業等が高度な専門性を持ち企業の成長戦略を具現化しうる人材を県外から新たに雇用する際に企業が負担する経費（人材紹介手数料）に対して助成することで、企業と人材のマッチング機会を広げ、プロフェッショナル人材の確保と都市圏等から徳島県への人材の還流を図ることを目的としています。

## 2. 補助対象事業

新規に正規雇用または「お試し就業」によりプロフェッショナル人材を徳島県外から受入れ、徳島県内の事業所に勤務させる際に、企業等が負担する人材紹介手数料を補助します。

- (1) 「プロフェッショナル人材」とは、県外の大企業等において、専門的な技術や免許資格、知識や技能を修得し、企業の成長戦略を具現化していくことができる人材であって、次のすべての要件を満たす者をいいます。ただし、事業を実施しようとする事業者の役員である者の3親等以内の親族である者を除き、徳島県外から徳島県内へ転入し、徳島県内の事業所で勤務する者に限ります。

- ① 「交付要綱」別表1に掲げる分類のいずれかに該当すること。
- ② 原則として県外に在住しており、就業の開始に伴って県内へ移住すること。
- ③ 事業者が、徳島県プロフェッショナル人材戦略拠点の支援を受け、民間人材紹介事業者等との連携による仲介によって就業が決定した者であること。
- ④ 事業者と親会社又は子会社の関係にある会社からの転職等でないこと。

- (2) 「お試し就業」とは、事業者とプロフェッショナル人材の双方が、正規雇用の採否を判断するため、書面による有期雇用契約又は出向契約（支店や子会社等への転勤・出向等に相当するものは除く。）に基づき、事業者において一定期間雇用することです。

- (3) 正規雇用契約、有期雇用契約及び在籍企業からの出向契約（支店や子会社等への転勤・出向等に相当するものは除く。）など種別は問いませんが、書面により契約することが条件です。

- (4) 国や県、公的支援機関等が行うその他の事業で、当該雇用にかかる助成金を既に受領している場合は補助対象とはなりません。

## 3. 補助対象経費

雇用開始日から起算して2か月を限度として、プロフェッショナル人材の受入れに係る企業等が負担する人材紹介手数料。

また、「人材紹介手数料」とは、徳島県プロフェッショナル人材戦略拠点に登録されている有料民間人材紹介事業者等を利用して、プロフェッショナル人材と雇用契約を締結した場合に企業が支払う人材紹介手数料のことです。

#### 4. 補助率・補助限度額

- (1) 補助対象経費の1/2以内（千円未満の端数切り捨て）
- (2) 補助限度額80万円（1企業あたりプロフェッショナル人材1人まで）

#### 5. 補助対象者

徳島県内に本店又は主たる事務所を有する次の（1）から（5）のいずれにも該当するもの。

- (1) 次の①から⑤のいずれかの条件を満たす中堅・中小企業者または中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に掲げる中小企業団体であること。
  - ① 資本金の額又は出資の総額が10億円未満の会社または常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（②から④までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの。
  - ② 資本金の額又は出資の総額が10億円未満の会社または常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの。
  - ③ 資本金の額又は出資の総額が10億円未満の会社または常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの。
  - ④ 資本金の額又は出資の総額が10億円未満の会社または常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの。
  - ⑤ 上記に準じるものとして特に認められるもの。
- (2) 雇用保険適用事業所の事業主であること。
- (3) 県税及び国税に未納がないこと。
- (4) 新たなプロフェッショナル人材の正規雇用又はお試し就業を開始した日の前日から起算して6か月前の日から、補助事業の完了の日までの期間において、事業者の都合により解雇（勧奨退職等を含む。）又は雇い止めを行っていないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団の構成員、暴力団又は暴力団構成員と密接な関係を有する者に該当しないこと。

#### 6. 補助対象期間

雇用開始日から起算して2か月を限度としますが、令和7年3月31日で終了します。

#### 7. 申請方法

新たにプロフェッショナル人材を雇用し、就業を開始した日から起算して30日以内に必要書類を添えて交付申請書を提出してください。必要に応じて追加資料の提出及び

説明をお願いすることがあります。

なお、原則として提出いただいた書類は返却いたしません。

#### 【提出方法】

- ・ 電子メール、持参又は郵送によること。
- ・ 提出先は、本募集要項「**14. 交付申請書の提出先**」のとおりです。

#### 【提出書類】

○補助金交付申請書

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 申立書（別紙2）
- (3) 納税証明書（県税及び国税に未納がないことの証明）の写し
- (4) 雇用保険適用事業所設置届事業主控（適用事業所台帳）の写し又は厚生労働省の運営するWEBサイト「労働保険適用事業場検索」における申請者検索結果の写し
- (5) 法人格を有している場合は、登記事項証明書の写し
- (6) 事業概要等がわかる会社案内パンフレット等
- (7) プロフェッショナル人材の履歴書及び職務経歴書の写し
- (8) プロフェッショナル人材の住民票の写し（県内への転入が確認できるもの）
- (9) プロフェッショナル人材の雇入通知書、雇用契約書又は出向契約書等の写し
- (10) 有料民間人材紹介事業者へ支払う手数料の見積書の写し
- (11) 有料民間人材紹介事業者へ支払う手数料の返金条項がわかるもの
- (12) その他知事が必要と認める書類

申請書及び事業計画書等は徳島県のホームページからダウンロードできます。

徳島県のホームページで『プロフェッショナル人材確保支援費補助金』と検索してください。

### 8. 交付申請受付期間

令和6年4月1日から令和7年2月28日まで

（就業を開始した日から起算して30日以内に必要書類を添えて交付申請書を提出）

※ただし、受付期間中に予算額に達した場合は、その時点で受付を終了します。

### 9. 採択方法

申請書類の受付後、随時要件確認等の書類審査を行い、調査を実施します。

補助事業の交付決定については、徳島県から申請者あてに通知します。

※交付決定時点では、補助金額を確約するものではありません。「**12. 事業完了後の手続き**（2）補助金（確定額）の請求」前に県から送付される額の確定通知書によって、補助金額が確定します。

### 10. 補助事業の経理

この補助金に係る収入及び支出の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければ

なりません。

### 1 1. 事業実施中の注意点

- (1) 交付要綱第9条のとおり、交付決定を受けた後、経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又は補助対象事業を中止する場合などは、事前に承認を受けなければなりません。
- (2) 交付要綱第14条のとおり、補助対象期間中にも、(補助対象事業が適切に行われていないおそれがある場合などは、) 必要に応じて報告を求めるなど、事業所への現地調査を行うことがあります。

### 1 2. 事業完了後の手続き

書類の【提出方法】は、本募集要項「7. 申請方法」と同様です。

#### (1) 実績報告書の提出

交付要綱第10条のとおり、補助対象事業の完了後、実績報告書を提出してください。

完了日(雇用開始日から2カ月後)から起算して30日を経過した日又は令和7年3月31日のいずれか早い期日までに提出が必要です。

#### (2) 補助金(確定額)の請求

実績報告書に基づき、県の審査を経て、額の確定通知書が送付されます。

交付要綱第11条のとおり、確定額を確認後、県へ請求書を提出してください。

#### (3) 状況報告書の提出

交付要綱第14条のとおり、補助事業完了から1年経過後又はプロ人材が退職した場合は退職日から1カ月以内に状況報告書を提出してください。

### 1 3. 補助金の返還が必要な場合

交付要綱第13条及び第14条のとおり、事業主の都合により解雇した場合や退職に伴って民間人材紹介事業者からの人材紹介手数料の返金があった場合は、補助金の一部又は全額の返還を命じることがあります。

### 1 4. 交付申請書等の提出先・お問い合わせ先

(土・日・祝日・年末年始を除く午前10時から午後5時まで)

徳島県生活環境部労働雇用政策課

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地(徳島県庁5階)

電 話 088-621-2347

F A X 088-621-2852

E-mail roudoukoyouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

補助金の詳細については、本募集要項と併せて「交付要綱」及び「交付規則」等をお読みください。